

特認地域及び特認基準に係る規定

○中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）

第4 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次の(1)から(9)までの地域とする。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村の区域とみなされるものを含む。）を含む。）
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第1項に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- (9) 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

2 対象農用地

交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、対象地域内に存する農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内に存する一団の農用地（1ha以上の面積を有するものに限る。）であって、次の(1)か

ら(5)までのいずれかの基準を満たすものとする。

(1) 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)

(2) 自然条件により小区画・不整形な田

(3) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)

(4) 次のア又はイの基準を満たす農用地であって、市町村長(市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事)が特に必要と認めるもの。

ア 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)

イ 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

(5) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準(以下「特認基準」という。)に該当する農用地

○中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

（平成12年 4 月 1 日付け12構改 B 第74号農林水産省構造改善局長通知）

第 3 対象農用地の基準

11 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定

都道府県知事は、実施要領第 4 の 1 の(9)の特認地域及び同 2 の(5)の特認基準の設定に当たっては、農村振興局長が別に定めるガイドライン（以下「特認基準のガイドライン」とする。）を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第 8 の 2 の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8 法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8 法外地域(実施要領第 4 の 1 の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。)については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、参考様式第 1 号に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地 区分	デ ー タ の 提 出
8 法 地 域	農業生産条件の 不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8 法 外地域	8 法に準ずる地 域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
	農業生産条件の 不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べて高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続き

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第 8 の 1 の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、参考様式第 2 号により地方農

政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

(5) 特認面積の上限及び配分

都道府県内における特認面積の上限及び配分は、次のとおりとする。

ア 8法地域内の特認基準に係る対象農用地面積及び特認地域内の対象農用地面積（8法外地域で通常基準（実施要領第4の2の(1)から(4)までの基準をいう。以下同じ。）又は特認基準で指定される農用地の合計面積）の合計面積（以下「特認面積」という。）は、次の(7)及び(イ)により算定される面積の範囲内とする。

(7) 各都道府県における8法地域及び8法外地域の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地面積のそれぞれ5%以内であること。

(イ) ただし、8法地域において、特認面積を加えることにより交付金の対象農用地面積が8法地域内農用地区域内の農用地面積の50%を超える場合は、50%以内の面積とすること。

イ 特認面積の配分

アにより得られた農用地面積の8法地域内外の配分については、都道府県知事の裁量とする。

(6) 特認面積の算定基準

特認面積の算定は、当該指定農用地のうち、田については1、畑、草地又は採草放牧地については1.5で除した面積の合計面積が(5)のアにより算出した面積の範囲内であることとする（すなわち、畑、草地又は採草放牧地に配分する場合には、(5)のアにより算出した面積の全部又は一部の1.5倍の面積の範囲内で指定することができる（すべて畑、草地又は採草放牧地とする場合は、田の面積の1.5倍の面積を指定できる。）。）。

○特認基準のガイドラインについて

(平成12年 4月 1日付け12構改B第79号農林水産省構造改善局長通知)

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地

8法地域内の農用地にあっては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地

8法地域以外の農用地にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、国レベルの第三者機関に必要なデータを提出し、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成7年9月14日付け7統第919号(企)）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ D I D（人口集中地区）からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率（平成2年～7年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人／km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと

ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村（旧市町村）の区域に係る農業従事者数及び林業従事者数の合計)÷
(当該市町村（旧市町村）の区域に係る15歳以上の人口)×100(%)

農業従事者及び林業従事者：「農林業センサス規則に基づく農業調査及び林業調査結果(平成2年)」のデータとする。

15歳以上の人口：「国勢調査(平成2年)」のデータとする。

(2) 2の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

$$(\text{当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計}) \div (\text{当該市町村の区域に係る総土地面積}) \times 100(\%)$$

耕地面積：作物統計調査規則に基づく面積調査(平成2年)のデータとする。

林野面積：農林業センサス規則に基づく林業調査(平成2年)のデータとする。

総土地面積：「平成2年全国都道府県市区町村面積調」のデータとする。

(3) 2の(3)のイの「D I Dからの距離が30分以上」とは、次により判定する。

D I D地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数か所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2の(3)のウの「人口減少率」は、国勢調査報告の平成2年と平成7年の当該市町村(旧市町村)の人口により算出する。

(5) 2の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

$$[\text{当該市町村(旧市町村)の人口(国勢調査報告(平成7年))}] \div [\text{当該市町村(旧市町村)の面積(全国都道府県市区町村別面積調(平成6年))}]$$